

年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入やその他の所得額の合計が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に給付金を上乗せして支給するものです。

●対象となる方

老齢基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

- ・65歳以上であること
- ・世帯全員の町民税が非課税であること
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約93万円以下であること

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

- ・前年の所得額が約492万円以下であること

●請求手続き（現在、年金生活者支援給付金を受給している方は手続き不要）

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを9月初旬頃に発送しました。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、切手を貼って返送してください。

令和9年1月4日までに請求手続きが完了した場合、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②これから年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場住民課で手続きをしてください。

問給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

岐阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115

教育委員会だより

地域と行政が結びつく社会教育 ～広がる子どもたちの学びと居場所～

子どもたちが心豊かにたくましく成長するためには、学校や家庭での学びに加え、地域社会の中で多様な人々と関わり、さまざまな体験を積む「社会教育」の場が欠かせません。羽島郡二町教育委員会では、笠松町・岐南町と連携し、地域全体で子どもたちの健やかな育ちを支える環境づくりを進めています。

笠松町においては、「笠松中央交流センター」を拠点に「笠松町こどもわくわく広場」を展開し、子どもたちが休日に安心して集い、異年齢の友だちや地域の方々とふれあう充実した活動が行われ、子どもたちの居場所となっています。

岐南町においては、「岐南町中央公民館」を社会教育の拠点として、子どもから大人までが集える多様な学びの場を展開しています。中でも、休日に「Gさうす」で行われる活動は、子どもたちの実践的な学びの場

として大きな盛り上がりを見せています。

これら両町の特色ある活動を支える大きな原動力となっているのが、地域の皆様です。専門知識や豊かな経験をもつ地域の方々が、講師やボランティアとして温かく実践的な指導をしてくださり、学校とは一味違う体験に小中学生は目を輝かせて取り組んでいます。子どもたちは、地域の方々との温かなふれあいや世代を超えた交流を通して、新しい知識や技能だけでなく、思いやりや協調性などの人間性、そして地域への愛着も育んでいます。

両町の地域・学校・行政が結びついて学びの拠点を築き、地域の皆様が熱意を持って直接子どもたちと関わる。この強い連携こそが、未来を担う子どもたちを育み、ひいては地域全体の活力にも繋がっていきます。これからも地域の皆様と共に、豊かな学びと居場所づくりを推進していきます。